

新入児の

7日からの保育について

新入児の方の明日からの保育時間

登園時間・・・認定区分により違います

※就労証明書の勤務時間に合わせ登園下さい

標準時間認定 午前7:00～

短時間認定 午前8:30～

1号認定 午前9:00～

通園バス利用者の方は運行コースに記載の時間（目安）

降園時間・・・10日まで（慣らし保育期間）

送迎の方 午前11:30お迎えとなります

通園バス利用者 午前11:30に第1車が出発します

※通常保育を利用の方は、認定時間までに

13日からの降園時間

※就労証明書の勤務時間に合わせお迎えをお願いします

標準時間認定 午後6時までにお迎え下さい

短時間認定 午後4時30分までにお迎え下さい

1号認定 午後3時までにお迎え下さい

通園バス利用者 午前3:10に第1車が出発します

登降園時間の管理

お渡ししたICカードで管理します。

登降園時に玄関タブレットにICカードをかざし、登園・降園の登録を必ずして下さい。認定時間を超えた場合、延長料金が自動的に発生します。

必ず、登園、降園時にカードをかざして、名前をご確認下さい。

バスの方は不要ですが、送迎をされる日はカードを使用して下さい。

※標準時間認定の方は、保育標準時間認定子ども保育利用時間（変更）報告書の提出が必要です。（延長の場合は延長保育（変更）申込書兼届出書）

※未提出の方は至急提出下さい。令和2年4月1日からとなります

（提出日は3月中の日付で提出下さい：4月からの申請のため）

※送迎される方は、登降園時に必ず保護者証を掛けてお越し下さい。

保護者証のない方には引き渡すことができません。ご注意下さい。